

旧 国立大学法人大阪外国語大学の役職員の報酬・給与等について(平成19年4月～平成19年9月)

I 役員報酬等について

1 役員報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	9,363	5,964	2,535	715 (地域手当) 149 (通勤手当)		9月30日	
理事A	6,439	3,924	1,751	471 (地域手当) 47 (通勤手当) 246 (単身赴任手当)		9月30日	※
理事B	7,853	5,058	2,150	606 (地域手当) 39 (通勤手当)		9月30日	
理事A (非常勤)	1,692	1,692				9月30日	
監事A (非常勤)	1,128	1,128				9月30日	
監事B (非常勤)	1,128	1,128				9月30日	

注1:国立大学法人大阪外国語大学は平成19年10月1日に解散した法人であり、平成19年4月分から同年9月分までの報酬等について記載した。

注2:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注3:「単身赴任手当」とは、同大学が遠隔地に居住する者を役員として任命した場合において、やむを得ず家族と別居せざるを得ないときに支給されているものである。

注4:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人の退職者)であることを示す。

2 役員退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	5,740	3	6	H19.9.30	1.1	文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して決定した。	

注1:国立大学法人大阪外国語大学は平成19年10月1日に解散した法人であり、承継法人及び他の国立大学法人等関係機関に役職員として引き続き採用されない常勤の役職員については退職手当が支給されるが、支給日において同大学が存在しないため、承継法人である大阪大学によって退職手当は支給された。

前述の額については、承継法人である大阪大学の役職員の給与水準の公表において記載されているが、参考情報として重ねて記載した。

II 職員給与について

国立大学法人大阪外国語大学の職員給与の支給水準については、同大学が平成19年10月1日に解散した法人であり平成19年度の支給実績が示せないこと、また、本学の職員の殆どが承継法人である大阪大学の職員となったため、承継法人である大阪大学の役職員の給与水準の公表において水準を公表していることから、本項については省略することとした。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16 年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,222,337	千円 2,340,654	千円 (%) — (—)	千円 (%) — (—)
退職手当支給額 (B)	千円 24,928	千円 259,839	千円 (%) — (—)	千円 (%) — (—)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 214,089	千円 619,908	千円 (%) — (—)	千円 (%) — (—)
福利厚生費 (D)	千円 144,181	千円 317,027	千円 (%) — (—)	千円 (%) — (—)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,605,535	千円 3,537,428	千円 (%) — (—)	千円 (%) — (—)

注1:国立大学法人大阪外国語大学は平成19年10月1日に解散した法人であることから、「比較増△減」欄及び「中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減」欄は記載していない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注3:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「9 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

IV 法人が必要と認める事項

特になし。